

令和3年度 アドベンチャートラベル受入体制整備事業
アドベンチャートラベル(AT)商品造成人材育成事業の企画提案を公募します

当機構では、アドベンチャートラベル受入体制整備事業において、アドベンチャートラベル(AT)商品造成人材育成事業に関する企画提案を募集いたします。

記

1. 事業名

アドベンチャートラベル(AT)商品造成人材育成事業

2. 事業目的

国内でアドベンチャートラベル(AT)に取り組む先進的な地域のATガイドを北海道に招聘し、道内のATガイド、広域DMO、旅行事業者等の関係者と各地域のATの知見、各地の取り組みや現状を共有する。これによりAT理解の深化、ATガイドのネットワーク化を通じAT商品造成人材の能力向上を目指す。また、ATWS北海道/日本の開催後のAT機運醸成と継続的な日本のAT市場拡大に向けた各地域間の連携を深めることを目指す。

3. 応募方法

事業説明会は実施致しません。募集要項をお読みいただき、提出期限までに必要書面をご提出下さい。

4. 今後のスケジュール (予定)

8月12日(木)	公示
8月18日(水)	企画提案の参加表明期限
8月25日(水)	企画提案書の提出期限
8月27日(金)	審査会(ヒアリング審査)の実施(予定)
9月上旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施開始

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目
道庁9階 北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進本部 岩田 昌之 Email:m_iwata@visithkd.or.jp TEL 011-206-6951

以上

**令和3年度 アドベンチャートラベル受入体制整備事業
アドベンチャートラベル(AT)商品造成人材育成事業
企画提案募集要領（企画提案指示書）**

1. 事業目的

国内でアドベンチャートラベル(AT)に取り組む先進的な地域の AT ガイドを北海道に招聘し、道内の AT ガイド、広域 DMO、旅行事業者等の関係者と各地域の AT の知見、各地の取り組みや現状を共有する。これにより AT 理解の深化、AT ガイドのネットワーク化を通じ AT 商品造成人材の能力向上を目指す。また、ATWS 北海道/日本の開催後の AT 機運醸成と継続的な日本の AT 市場拡大に向けた各地域間の連携を深めることを目指す。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。その場合、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更を行うことがある。

6. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間：契約締結日から令和3年11月5日（金）まで
- (2) 業務スケジュール
 - 8月12日（木） 公示
 - 8月18日（水） 企画提案の参加表明期限
 - 8月25日（水） 企画提案書の提出期限

- 8月27日(金) 審査会(ヒアリング審査)の実施(予定)
9月上旬 委託事業者決定、契約締結
10月上旬 事業実施
11月30日(火) 事業実施報告書提出、事業終了

7. 業務委託内容(企画提案事項)

研修概要

- ① 実施時期: 10月上旬
- ② 参加対象者
講師: 道外ATガイド
受講者: 道内ATガイドおよび観光ガイド、道内DMO(DMC)、観光・宿泊施設、交通関係事業者、通訳案内士、学芸員、自然保護監視員、地域関係者、ツアーオペレーター
- ③ 開催予定地: 道東(阿寒等)、道南(函館又は大沼等)、道央(洞爺、白老等)の3エリアを予定
- ④ 研修内容
(ア) 1日目 北海道アドベンチャートラベル座学研修の開催
(イ) 2日目、3日目 北海道アドベンチャートラベル実地研修の開催

業務委託内容

- (1) 道外アドベンチャートラベルガイド招聘に関わる業務
※招聘者選定については、アドベンチャートラベルガイド及びアドベンチャートラベル商品企画運営に従事した実務経験があることを条件とする。
 - ① 招聘者の人選(1エリア2名、計6名以上)、連絡等各種調整
 - ② 招聘者の利用交通、宿泊等の手配、精算
 - ③ 招聘者への謝金支払い
 - ④ 講演内容の調整
- (2) 北海道アドベンチャートラベル座学研修に関わる業務
※座学研修については、アドベンチャートラベルの実績を踏まえ、参加者が実践的な企画運営の理解促進に寄与する内容であること。
 - ① 会場の手配、精算
※会場は各地とも定員50名程度とするがライブ配信や録画により広く配信すること
※コロナ蔓延防止等重点措置発出の際は、ライブ配信にて実施すること。
 - ② 進行役の配置
- (3) 北海道アドベンチャートラベル実地研修に関わる業務
※実地研修については、アドベンチャートラベルワールドサミット(ATWS)におけるプレ・サミットアドベンチャー(PSA)又はデイオブ・アドベンチャー(DOA)のコース(それぞれ一部抜粋も可)とすること。
※各エリア1日につき2コース程度(定員8名~10名程度)とする。
 - ① コース企画提案、手配、精算
 - ② 安全管理
- (4) 研修参加者の費用について
参加費用は、事業費負担とするが、会場現地までの交通費、宿泊費が発生する場合は参加者負担とする。
- (5) イベント告知、集客
 - ① イベント開催を広く告知し、集客に努める
 - ② WEB等で使用する告知用ビジュアルの作成
- (6) 参加者の管理
参加受付、各種問い合わせ対応、名簿の作成と管理、イベントURLの案内等の事務局業務を行う
- (7) その他

- 上記以外に望ましい提案があれば盛り込むこと
- (8) 上記 (1) ～ (5) の業務遂行にかかる計画の策定
 - (9) 上記 (1) ～ (5) の業務にかかる進行管理
 - (10) 事業実績報告書及び成果物の提出
 - ① 事業実績報告書 紙媒体 3 部及び電子データ
 - ② 成果物

8. 企画提案に係る手続き

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和 3 年 8 月 18 日 (水) 17:00
- ② 提出方法 メール
- ③ 提出場所 AT 推進本部 岩田 昌之 m_iwata@visithkd.or.jp

(2) 企画提案書の提出

- ① 提出書類
 - (ア) 企画提案事項の総括表
各提案事項を簡潔にまとめたものとする。 (A4 用紙 1 枚程度)
 - (イ) 実施スケジュール
企画提案書の中で執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。
 - (ウ) 事業実績
会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。
ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。
 - (エ) 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者や企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。
 - (オ) 見積書
- ② 提出部数
A4 サイズ 5 部 (社名あり 1 部、社名なし 4 部)
※審査上 具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。
- ③ 提出方法
提出場所に持参または郵送 (提出期限必着) すること。FAX、メールでの提出は不可。
- ④ 提出期限
令和 3 年 8 月 25 日 (水) 12:00 (厳守)
- ⑤ 提出場所
札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁 9 階
北海道経済部観光局観光振興課内
(公社) 北海道観光振興機構 AT 推進本部
担当: 事業部 岩田 昌之 TEL 011-206-6951

9. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・ 指示内容が十分理解されているか。
- ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・ 効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案になっているか。

10. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

11. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

12. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

13. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務 — 再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等） — 再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

14. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階 北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT 推進本部 事業支援部 TEL 011-206-6951
岩田 昌之 m_iwata@visithkd.or.jp

以上

別紙

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和3年度 アドベンチャートラベル受入体制整備事業（Aアドベンチャートラベル(AT)商品造成人材育成事業）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和3年度 アドベンチャートラベル受入体制整備事業（アドベンチャートラベル(AT)商品造成人材育成事業）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

代表者 (所在地)
(名 称)
(代表者) ㊦

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) ㊦

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) ㊦